



(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、帰省用費用、年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要であると認められる経費

第二条第一号中八を口とし、同号二中「身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯」を「障害者世帯」に改め、同二を同号八とし、同号ホを同号二とし、同号への(1)及び(2)中「高齢者世帯に属する」を削り、同へを同号ホとし、同号中トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとする。

第二号様式のその一中

油井 鷲 玲	
福 嶋 暁	
油井 鷲 玲	

を

油井 鷲 玲				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	主たる事務所の所在地
	社団法人 慈恵会	青森市大字安田一四五の三	居宅介護支援事業者
	社団法人 慈恵会 病院	青森市大字安田一四六の三	居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所	青森市大字安田一四五の三	
			年月日 平成 二五・九・一

青森県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休業日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 弘前わかば会	弘前市大字城南五丁目一三の五	デイサービス 秋桜園	弘前市大字城南五丁目一三の五	平成 一六・三・一

青森県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		廃止年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地				
鈴木真理子	八戸市是川一丁目一の一	江渡歯科医院	八戸市是川一丁目一の一			平成一六・六・三〇	
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町字奥野四三の四	デイケアセンター	青森市茶屋町一の一				
管理指導	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション					

青森県告示第五百四十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により、土地配分計画を次のとおり作成したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

地区名	所 在	増 反 者	備 考
第二七和地区	五所川原市大字羽野木沢字限無二五四	一口	農地
		予定売渡口数	
		予定売渡面積	
		四七五平方メートル	

青森県告示第五百四十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
- 三戸郡五戸町字博労町二の一、四の一
- しんせい五戸農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所  
三戸郡倉石村大字中市字上ミ平六九の二
- 2 変更後の売りさばき場所  
三戸郡五戸町大字倉石中市字上ミ平六九の二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十六年七月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 G E M B U
- 三 代表者の氏名  
關 實
- 四 主たる事務所の所在地  
むつ市中央一丁目四の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ふるさとの森づくり、鉄道文化遺産の保存等を行うことにより、地元住民と都市生活者との交流の場を創設し、下北半島の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十六年八月四日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩木川と地域づくりを考える会

- 三 代表者の氏名

佐々木 幹夫

- 四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字田町一八七の二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、岩木川に関わる幅広い市民の交流を通して、岩木川流域地域の発展と、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

採石業務管理者試験の施行

平成十六年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十六年十月八日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室 「あすなる」

- 二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項

- 三 受験願書の受付期間

平成十六年九月一日（水）から同月二十二日（水）まで（郵送の場合は、同月十二日付けの消印のあるものまで有効とする。）

- 四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部河川砂防課

- 五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

- 六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

- 七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡下田町字立蛇一一八の三四	上北郡下田町字立蛇一一八の二四 柏崎讓

平成十六年 第二三三六号	発行年月日 発行番号
出先機関	区分
ハ	ページ
上	段
表中	行
土手内七四の三〇二	誤
土手内七四の三〇三	正

農  
村  
整  
備  
課

正  
誤

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭